

計算書類に対する注記(第二種社会福祉事業)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 該当なし
- 固定資産の減価償却の方法
 - 建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品及びソフトウェア一定額法
 - リース資産－該当なし
- 引当金の計上基準
 - 退職給付引当金－当法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額の退職給付引当金を計上する方法を用いている。
 - 賞与引当金－該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する中小企業退職金共済制度
対象役職員の数 10名

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- 事業区分の計算書類(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- 就労継続支援事業所拠点(社会福祉事業)
 - 法人本部(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - 就労継続支援A型事業所「みのり」(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - 就労継続支援B型事業所「ひかり」(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	39,462,700			39,462,700
建物	104,435,070	5,500,000	5,517,827	104,417,243
合計	143,897,770	5,500,000	5,517,827	143,879,943

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

計算書類に対する注記(第二種社会福祉事業)

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし